

## 学校法人和洋学園

## ハラスメント防止への取り組み

本学園には、生徒、学生、教職員、保護者、受験生等が集います。学園として、それらの方々の尊厳を尊び、その人権が尊重される環境を作っていかなければなりません。ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。また、修学・就労における個人の能力の有効な発揮を妨げます。学園はいかなるハラスメントも容認しません。ハラスメントのない環境をつくり、学園としての責務を果たします。ハラスメント防止のために、ハラスメント等人権侵害防止委員会、及び、相談員・相談窓口を設置し、ハラスメントに対して迅速かつ適正に対処し、その解決に取り組みます。とくに本学園は女性のための学び舎（まなびや）ですので、セクシャルハラスメントについては一段と厳しい態度で望む方針です。

学校法人和洋学園 理事長 長坂健二郎

## 『学校法人和洋学園は、あらゆるハラスメント行為を許しません！』

## 1 ハラスメントとは

本学園における優越的地位や職務上の地位、指導上の地位、継続的関係を利用して、相手の意に反して行われ、修学、教育・研究及び就労の環境を悪化させる言動をいいます。なお、修学、教育・研究及び就労の環境とは、本学園のみならず、学生・生徒及び教職員が学業や職務遂行するすべての場所をいい、また、修学、就労時間内に限らず、実質的に本学園の延長とみなされる修学、就労時間外の時間を含みます。

## 2 ハラスメントの種類

(1)セクシャルハラスメント…相手の意に反する性的な言動等により不快感や不利益を与えること又は修学・就労等の環境を悪化させる言動。

＜具体例＞性的な冗談・からかい。不必要な接近・接触。性的な言動を拒否したことへの嫌がらせ。飲食・デート等の執拗な誘い等

※異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向・性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシャルハラスメントに該当します。

(2)パワーハラスメント…修学・就労上の地位や人間関係等の優位性を背景に、学業や職務遂行上必要かつ相当な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える言動。又は修学・就労等の環境を悪化させる言動。

＜具体例＞人格や言動の否定。皆の前でミス等を怒鳴る。集団で無視する。学習や仕事の機会を与えない。一人では無理な作業等を押しつける。本人の了解を得ずにプライバシーや個人情報暴露する等

※パワーハラスメントは、コミュニケーションの希薄化など、学校や職場環境の問題が発生原因や背景と考えられます。日頃の言動に留意し、相手との関係性の構築など、学校や職場環境の改善に努めましょう。

(3)妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント…同僚や上司等からの妊娠・出産、育児・介護等に関する否定的な言動等により、精神的な面を含めて不利益や損害を与えること又はそのようなおそれがあること。

＜具体例＞妊娠を伝えたら契約が更新されなかった。育児・介護休業を取得したら降格や異動させられた等

※本学園には妊娠・出産、育児・介護等に関して利用できる制度があり、学園規程等に定められています。制度を利用することをためらう必要はありませんが、業務等の見直しで少なからず周りに影響を与えますので、日頃から周囲とのコミュニケーションを図り、適切に業務が遂行できるようにしましょう。

## (4)その他のハラスメント

ハラスメントには、上記以外にも、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメント、モラルハラスメント、スクールハラスメント、ソーシャルメディアハラスメント等、多くのハラスメントがあります。

※詳細は、本学園「ハラスメント等人権侵害の防止及び措置に関するガイドライン」をご参照ください。

### 3 誰もが行為者・被害者にならないために／ハラスメントのないキャンパスライフのために

- \* お互いの人格を尊重しましょう。
- \* 相手のプライバシーに必要以上に踏み込まないようにしましょう。
- \* 自分の言動に対する相手の表情や声の調子にも気を配りましょう。
- \* 相手が嫌がっていることが分かったら、同じ言動は繰り返さないようにしましょう。

### 4 「ハラスメントかな」と思ったら・・・

- \* 一人で悩まないで、周囲の人に相談しましょう。
- \* 勇気を出して NO! と意思表示をしましょう。
- \* 何があったのか記録をつけましょう。
- \* 相談窓口、相談員に相談しましょう。

相手の立場に立って普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な学園を作っていきましょう。

### 5 相談窓口・相談員について

学内に、ハラスメントに関する相談員を配置し、相談窓口を設置しています。詳しくは、各校のお知らせをご覧ください。本学園は、学内相談員のほかに、学外の専門相談機関に相談窓口を設置しています。

<学外相談窓口> NTS 総合社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 市川博昭

(連絡方法：なるべく①でお願いします。①が無理な場合は、②→③の順でお願いします。)

①事務所のアドレス info@jinji-support.com

②TEL 03-5309-2160 (月曜日～金曜日：午前9時～午後6時) (不在の場合は折り返しお電話します。匿名希望の方は、受電可能な日時を伝えますので再度かけてください。)

③FAX 03-5309-2161

- ・一人で悩まず、相談員・相談窓口にご相談ください。
- ・実際にハラスメントが生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合、放置すれば修学・就労環境が悪化する恐れがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、対処します。
- ・相談は相談者だけでなく、行為者についても、プライバシーを守って公平に対応しますので、安心してご相談ください。匿名でのご相談も受け付けます。
- ・相談したことや、事実関係の確認に協力したことによって、不利益な取り扱いをすることは、学園規程で禁止されています。

### 6 ハラスメント等人権侵害の防止及び措置に関する規程及びガイドラインについて

- ・教職員の方は以下で閲覧できます。

サイボウズのリンク集 (共有リンク) > 学校法人 和洋学園規程集 > 第2章 総務 > (その他)

- ・学生・生徒、保護者の方は、和洋女子大学事務局総務課 (東館3階) で閲覧可能です。

※ハラスメントが確認された場合、学園規程に基づき、行為者は懲戒処分の対象になることについて記載されています。

ハラスメントのない、  
学びやすい、働きやすい学園を  
みんなで作りましょう!!!